

愛知県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準 (2025年10月1日改正)

申請者	・個人又は法人	
登録住宅の単位	・住戸ごとに登録（申請は建築物ごと）	
入居を拒まない 住宅確保要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ・登録の際に入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性等を選択することも出来ます。 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第1号から第5号で定める者 <ul style="list-style-type: none"> □低額所得者 □被災者（発生日から3年未満） □高齢者 □障害者 □子ども（高校生相当以下）を養育している者 ○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号から第10号で定める者 <ul style="list-style-type: none"> □外国人 □中国残留邦人等 □児童虐待を受けた者 □ハンセン病療養所入所者等 □D.V.（ドメスティック・バイオレンス）被害者 □帰国被害者等 □犯罪被害者等 □保護観察対象者等 □刑事施設収容者等 □困難な問題を抱える女性 □生活困窮者自立支援法の援助を受けている者 □国土交通大臣が指定する災害の被災者 	
一般の賃貸住宅	<p>①(1)床面積が25m²以上（共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、18m²以上）</p> <p>①(2)2019年3月31日以前に工事完了された賃貸住宅でバリアフリーに配慮した場合に限り、各戸の床面積が18m²以上（※）</p> <p>②消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの</p> <p>③地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの</p> <p>④各戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えたものであること。 (共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。)</p>	<p>法第10条第1項第1号 規則第10条</p> <p>規則第14条（賃貸住宅供給促進計画）</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第1号イ</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第1号ロ</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第2号イ</p>
規模・構造・設備等の基準	<p>①住宅全体の床面積が15m²×A+10m²以上であること (Aは、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数の定員、A≥2)</p> <p>②共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居住宅である部分にあっては、入居可能者数を1人として、専用居室部分の床面積(収納設備が備えられている場合は含む)が9m²以上であること</p> <p>③消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの</p> <p>④地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの</p> <p>⑤共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を設けること（ただし、専用部分に備えられている場合を除く）</p> <p>⑥便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は、入居可能者数(A)を5で除した数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が一度に利用するのに必要な数を設けること</p>	<p>法第10条第1項第1号 規則第10条第4号 国土交通省告示第941号</p> <p>法第10条第1項第1号 規則第10条第4号 国土交通省告示第941号</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第1号イ</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第1号ロ</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第2号イ</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第2号ロ 国土交通省告示第941号</p> <p>法第10条第1項第2号 規則第11条第2号イ 国土交通省告示第941号</p>

共同居住型 賃貸住宅 (シェアハウス) (ひとり親世帯向け 共同居住型賃貸住 宅)	①住宅全体の床面積が $15m^2 \times B + 22m^2 \times C + 10m^2$ 以上であること (ただし、 $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ 又は $B=0$ かつ $C \geq 2$) (Bは、ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数、Cはひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数)	法第10条第1項第1号 規則第10条第4号 国土交通省告示第941号
	②ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数は、ひとり親世帯（親+子）1世帯とし、専用居室の床面積（収納設備が備えられている場合は含む）が $12m^2$ 以上であること (ただし、住宅全体の床面積が、 $15m^2 \times B + 24m^2 \times C + 10m^2$ 以上の場合は、 $10m^2$ 以上)	法第10条第1項第1号 規則第10条第4号 国土交通省告示第941号
	③消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	法第10条第1項第2号 規則第11条第1号イ
	④地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	法第10条第1項第2号 規則第11条第1号ロ
	⑤共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を設けること（ただし、専用部分に備えられている場合を除く）。	法第10条第1項第2号 規則第11条第2号ロ 国土交通省告示第941号
	⑥便所と洗面設備は、BとCの合計数を3で除した数（小数点以下切り上げ）に、また、浴室又はシャワー室はBとCの合計数を4で除した数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が一度に利用するのに必要な数をそれぞれ設けること。バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること。	法第10条第1項第2号 規則第11条第2号ロ 国土交通省告示第941号
その他の基準	①特定の者について不当に差別的なものでないこと	法第10条第1項第3号 規則第12条
	②入居することができる者が著しく少数となるものでないこと	法第10条第1項第3号 規則第12条
	③家賃が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと	法第10条第1項第4号 規則第13条
	④国が定める基本方針や地方公共団体が定める供給促進計画に照らし適切であること	法第10条第1項第5号

(備考)

- (※)規則第14条の規定に基づき、愛知県賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の緩和をしています。
- 「ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅」とは、共同居住型賃貸住宅であって、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を含むものをいう。
- 国が実施している改修費に対する補助金を受けようとする場合は、住宅確保要配慮者の専用の賃貸住宅として登録する必要があるなど、別途条件がありますのでご注意ください。